

広島県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、安芸高田市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十四年一月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所 在 地	取消年月日
安芸高田市美土里山村開発センター	安芸高田市美土里町本郷一七九〇番地	平成二十四年一月一二二日
安芸高田市向原定住環境整備施設若者センター	安芸高田市向原町坂三五二一番地	平成二十四年一月一二二日